

緋房と草履

根間弘海

1. はじめに¹⁾

現在、行司の三役は緋房で、草履を履くことができる。緋房は、すなわち、三役行司の階級色である。明治から昭和30年代までの文献を読んでいると、多くの場合、「緋房は三役行司で、草履を履ける」となっている。この表現は事実を正しく反映しているだろうか。明治から現在まで、三役行司は緋房だが、緋房行司は常に草履を履くことができたのだろうか。

本稿では、主として、次の三点について調べることにした。

- (1) 緋房免許を授与された行司はすべて、草履を履くことができたか。
- (2) 緋房免許と草履免許は同時に授与されたか。
- (3) 緋房行司は相撲規定ではどのように表現されているか。

そして、次のような指摘をする。

- (1) 緋房免許の行司がすべて、草履を履けたわけではない。すなわち、履ける行司と履けない行司がいた。それは昭和35年1月まで続いていた²⁾。
- (2) 緋房免許の年月と草履免許の年月はほとんどすべて、異なっていた。すなわち、緋房免許が先に授与され、その後で草履免許は授与されている。

- (3) 三役行司の位階が力士の位階に関係なく、相撲規定で独自に規定されたのは、昭和25年である。すなわち、昭和25年までは三役行司は力士の三役に対応するという表現になっていた³⁾。

相撲規定に「三役行司」が立行司の下位階級として明記されるまでは、「立行司」と「三役行司」は混同して記述されることが多かったが、「三役行司」と「立行司」の位階を区別するようになってからはそのような混同は見られなくなった⁴⁾。本稿の「三役行司」は「立行司」を除く行司を指す。もっと明確に言えば、紫房をまだ授与されていない緋房行司である。紫房を授与された行司は「立行司」として扱う。

2. 緋房と草履

「緋房は三役行司で、草履を履ける」という表現は、解釈の仕方で正しいとも言えるし、間違っているとも言える。もし緋房行司がすべて、草履を履けるという意味であれば、それは間違いである。しかし、もし緋房行司の中には草履を履ける者もいるという意味であれば、それは正しい。というのは、事実上、緋房行司の中には草履を履ける者と履けない者がいたからである。

緋房免許は緋房の使用を許可する免許であるが、それは同時に、草履の使用を許可するものではない。草履を使用するには、草履許可の免許を受けなければならない。すなわち、緋房免許と草履免許は違うものである。普通、緋房免許が授与されてから何年か経過した後で、草履免許は授与される⁵⁾。したがって、緋房免許を受けていても、草履免許を受けない行司もいることになる。

緋房行司の中には草履を履ける者とそうでない者がいることは、『東京日日新聞』(M44.6.11)にも見られる。見出しは「行司になって四十四年一

立行司になるまでの苦心（十代目式守伊之助談）」となっており、次のような記述がある。

「横綱、大関と等しい者は紫の房を持った立行司で、朱房で福草履が三役同様で、朱房及び紅白房は幕内で、青白は格足袋と言って力士ならば十枚目までの関取分をいうのと同じです。」

緋房であっても三役格と幕内格があり、三役格は草履を履けたが、幕内格は草履を履けなかったに違いない。紫房を許可されている行司は、おそらく、立行司であろう。このように、明治時代にも緋房の中に「格」の違う行司がいたにもかかわらず、なぜ緋房が一律に「三役格」として記述されてきたのか、不思議である。それは明治時代だけでなく、それ以降も長く続いている。

明治時代の行司の名称は現在と必ずしも一致しないが、当時の「緋房行司」を「三役行司」として捉えても特別に混乱は生じない。明治時代にも「紫白房」や「紫房」があるが、それは名誉の「房」という色彩が強く、三役以上の行司は基本的に「緋房」だった。したがって、明治時代にも緋房行司の中に、草履が履ける者と履けない者がいたのである。

3. 相撲の規定と房の色

行司の房の色は位階によって江戸時代から受け継がれていたが、それを規定にはっきり明記したのは、おそらく、昭和3年の「寄付行為施行細則」の第25条である。それは、次のような規定になっている⁹⁾。

「紫総は横綱に、紫白総は大関に、紅白および緋総の行司は幕内より関脇までの力士に対等し、足袋格の行司は十両格の力士に対等する者とする」

この規定では、紅白房がどの力士に対等し、緋房がどの力士に対等するか、あいまいである。つまり、紅白房が幕内力士、緋房が小結と関脇に対等するのか、紅白房と緋房が関脇までの力士に対等するのか、はっきりしない。実態としては、おそらく、紅白房は幕内力士、緋房は小結と関脇に対等していたはずだが、規定ではあいまいな表現になっている。

昭和11年5月に改正された寄付行為の第24条にも行司の房の色について規定されているが、その文面は昭和3年のものとまったく同じである。しかし、昭和14年5月に改正された規約の第24条では、緋房と紅白房に対等する力士が明確に区別されている。

「紫総は横綱に、紫白総は大関に、緋総は三役に、紅白総は幕内力士に対等し、足袋格の行司は十両格の力士に対等する者とする。」

この規定により、緋房は三役力士に対等し、紅白は幕内力士に対等することが分かる。当時、行司の位階は房の色で区別していることも分かる。つまり、立行司、三役行司、幕内行司という名称を用いず、房の色を用いている。幕下格以下行司の色については、昭和11年と昭和14年5月の規定ではわからない。おそらく、内規としてその色は識別されていたであろう。というのは、明治末期以降、幕下格以下行司は房の色として青か黒を使っていたからである。

足袋格（つまり十両格）を規定の中で明確に述べたのは、昭和25年10月の規約である。その中の第24条に次のように述べている。

「紫総は横綱・紫白総は大関に、緋総は三役に、紅白は幕内力士に対等し、足袋格の行司は十両格の力士に対等する者とする」

十両格以上の行司については房の色と対等する力士について述べているが、依然として幕下格以下行司については何の言及もない。昭和25年当時、行司の位階はまだ力士との対比で表現されている。つまり、房の色が重要

で、それがどの力士の階級に対等するかを表し、房の色以外で行司の階級は表現されていない。しかし、昭和30年5月には、力士との対比ではなく、行司の中だけで階級を分け、それを房の色で区別している。行司は昭和30年5月、規定で初めて独立した扱いを受けたことになる。

「行司は、その階級に応じて左のごとき色を使用する⁷⁾。

立行司	庄之助	総紫
	伊之助	紫白
副立行司	玉之助	紫白 ⁸⁾
	正直	紫白
三役行司		朱
幕内行司		紅白
十枚目行司		青白
幕下二段目以下		黒または青」

この規定には「副立行司」という新しい位階があるが、この副立行司の房色は式守伊之助と同様に「紫白」である。房の色だけを見れば同等だが、実際は、区別があった。すなわち、式守伊之助は紫に白がほんの僅か交じる程度だったが、副立行司は紫と白が半々交じっていた⁹⁾。この副立行司は昭和35年1月に廃止された。この副立行司を昭和30年5月の規定から取り除いたものが、昭和35年5月の規定（第20条）である¹⁰⁾。

「行司は、その階級に応じて左のごとき色を使用する。

立行司	庄之助	総紫
	伊之助	紫白
三役行司		朱
幕内行司		紅白
十枚目行司		青白
幕下二段目以下		黒または青」

この規定が、現在でも生きている。三役格行司の房の色は、規定では、まだ「朱」となっているが、普通、「赤」として表現している。

昭和3年以降の相撲の規約の中から、行司の房に関する条文を見てきたが、行司の位階の扱い方が微妙に時代とともに変化していることがわかった。つまり、昭和25年までの規定では、房の色がどの力士に対等するかで表現されていたが、昭和30年以降は、力士との関係ではなく、行司の中だけで表現されている。つまり、行司が力士から独立した存在になり、行司の中だけで位階を区別し、その位階と房の色の関係が記されている。

行司の位階と房の色は規定で明確に述べてあるが、行司の位階と深く結びついた草履や短刀や印籠などはどのようになっているだろうか¹¹⁾。実は、これらについては相撲の規約には何も述べられていない。したがって、どの行司がどの「着用具」を身につけるか、「着用具」にどのような特権があるか、「着用具」はどのように変わってきたか、などを調べても何も出てこない。どういう視点であれ、「着用具」と行司の関係を調べるとなると、「相撲の規定」以外の資料を参照しなければならない。

4. 緋房と草履に関する文献

多くの文献で、緋房は三役に相当する格式で、草履を履き、木刀を着用すると記述されている¹²⁾。すなわち、土俵で草履を履くことが許される行司は、緋房、紫白房、それに紫房の行司である。本稿では、紫白房と紫房が草履を履くことは当然のこととして扱っているので、緋房行司と草履の関係だけを問題にする。しかも、昭和35年1月以降、緋房は三役行司で、草履を履くことができるので、この行司も草履に関してはまったく問題ない。

草履が履けるのは緋房以上の行司だが、緋房免許が授与されたら、同時

に草履も履けたのではないのである。草履を履けるには、さらに、そのための免許が必要であった。緋房免許と草履免許の年月は別々である。概して、草履免許は、緋房免許の授与後、何年か経過していることが多い。このことを了解していて、緋房が草履を履けると述べているならば、まったく問題はない。しかし、文献の記述を読む限り、そのような理解は無理である。どうしても、緋房であれば、草履も履けるとしか読み取れない。

緋房に草履を履ける行司とそうでない行司がいることをはっきり区別している文献も少しは見られる。

- (1) 昭和14年6月、『角界時報』(寺尾政喜(編集発行人)、角界時報発行所)

「行司も数年の幕内時代を経過すると、三役並として小結の格式がつき、軍配の総も朱総を許される。それから関脇格になるとやはり朱総を用いるが、格式は一段上で土俵では草履を許され、本来なれば帯刀するのが正等であるが、現今ではこれを略している。朱総の次にくる者は紫白および紫の総で格式を表す大関横綱で、行司の階級では最上級に当たる栄位であって、吉田司家の故実門人となり、特に司家より免許状を付与されるのである。」(p.7)

この記事によると、三役行司は草履を許されているが、昭和14年当時、三役行司は基本的に草履を許されていない。東京相撲と大阪相撲が合併した昭和2年以降、草履を許されたのは、基本的に、立行司だけである¹³⁾。したがって、昭和14年当時、三役行司は足袋だけだったはずだ。三役の中で草履を許されるようになったのは、副立行司を認めた昭和26年である。つまり、昭和2年から昭和26年までは三役行司全員が草履を許されていたわけではない。

- (2) 昭和36年7月、「行司の昇進と改名」(『大相撲』)

これは保田武宏氏が書いたものだが、その中に、次のような表現がある。

「格ゾウリ(三役格の中で、とくにゾウリをはくのを許されたもの)には(後略)」(p. 106)

この記事は昭和36年に過去の行司の昇進や改名について書いたもので、その当時はすでに三役行司は自動的に草履が履けるようになっていた。昭和35年以前、三役の中に草履を履ける者と履けない者がいたことを指摘している。

(3) 昭和38年1月、「土俵一途の55年」(『大相撲』)

これは、23代木村庄之助が雑誌座談会で述べたものである。

「記者：三役格になったのは？」

庄之助：昭和13年、40でなったのですが、だいぶ長くなったので、やめたヒゲの伊之助(当時庄三郎)といっしょに、ぞうりぐらいはかしてやれといわれて、それで格ぞうりというのが初めてできたわけですね¹⁴⁾。それが22年の6月で50のときでした。」(p. 46)

この23代木村庄之助は元木村正直で、緋房免許を昭和13年1月に授与されているが、長い間、草履免許を授与されていなかった。昭和22年6月、木村庄三郎(後の19代式守伊之助)とともに草履使用の許可を受けている。本人自ら、三役になってからずっと後で草履を許されたと述べている。昭和20年代まで、緋房免許を授与されても、草履は履けなかったのである。

(4) 「庄之助一代記(下)」(『大相撲』(昭和57年(1976)12月))

これは、26代木村庄之助が書いている記事である。

「35年1月に格草履といって土俵に草履をはいて上られるようになりました。一時、三役格でも草履を脱がされたことがあるんです。前

の与太夫さんとか庄太郎さんは草履をはずされちゃったんです。そしてとうとうはけずに廃業した。そのあと、三役格はやはり草履くらいははかせなくてはということで格草履というのができた。最近是三役に上がればだれでも草履をはいています。」(p.103)

この記事によると、昭和35年1月以前、三役格行司は草履を履いていたが、それを剥奪されている。そして、昭和35年1月以降、三役格は草履を履けるようになっていく。もし、ここに記されている行司が8代式守与太夫や13代木村庄太郎を指しているのであれば、勘違いの可能性が高い。というのは、8代式守与太夫は昭和14年1月に、13代木村庄太郎は昭和15年5月に、それぞれ、緋房免許を授与されている。木村正直や木村庄三郎も昭和22年まで足袋だけだった。念のために、行司部屋の「連名帖」を調べてみたが、それにも草履を履いていたという記録はなかった。すなわち、履いていた草履を剥奪されたのではなく、元々履いていなかったはずだ¹⁵⁾。

緋房の中で、草履が履けない者が小結に対等し、履ける者が関脇に対等するという考えが相撲界にあったかどうかはわからない。わかりやすい基準だが、そのような考えは一般的でなかったようだ。というのは、緋房免許にしても草履免許にしても、それを授与したとき、小結や関脇という二分法についての言及がまったくない。緋房が三役力士に対等するという表現は頻繁に見られるが、緋房の中で小結と関脇を区別したという表現は見られない。草履は元々横綱を引くときに履くもので、緋房でそれが許されるのは立行司の代理を勤めるということである。

いずれにしても、「緋房は草履を履ける」という記述をした文献が圧倒的に多く、緋房の中で草履を履ける者と履けない者がいることをはっきり区別して書いてある文献は本当に数少ない。緋房免許と草履免許が別々に授与され、その授与年月も違う。そのような違いがあれば、緋房の中で草

履免許を授与されない行司がいても不思議ではない。実際、昭和35年1月以前は、そのような行司がたくさんいた。ただはっきりしていることは、草履免許は緋房免許を持っている行司に授与されることである。緋房免許がないのに、草履免許を先に授与したという例はない。また、草履免許は足袋の上に履くものであり、草履免許が授与されたという場合、足袋の許可もすでに授与されていることを含意する。行司の世界では、素足で草履を履くことはない。

5. 木村庄之助

ここでは、明治末期から昭和35年までの緋房免許と草履免許について、主として、その年月の違いを調べる¹⁶⁾。その年月を調べた出典もできるだけ詳しく記すことにする。取り上げてある行司は、どの行司を見ても緋房免許と草履免許の授与年月は別々であることが分かるであろう。

- (1) 17代木村庄之助 (M45.5~T10.5), 緋房 (M34.4), 草履 (M37.5)。
 - (a) 10代式守伊之助襲名 (M44.5~M45.1), 6代庄三郎 (M28.1~M44.2)。
 - (b) 番付では明治38年1月に最上段に昇格。
 - (c) 『時事新報』(M42.5.29)と『九州日日新聞』(M42.5.30)では「立行司」として記述されているので、その時点ではすでに紫白色だったに違いない。
 - (d) 『読売新聞』(M34.4.8)によると、明治34年に赤房免許は授与されているが、何月なのかは明記されていない。12代木村庄太郎と同じように明治34年4月の可能性がある。というのは、草履免許が同じ年月に授与されているし、『読売新聞』(M34.4.8)によると、赤房免許も庄太郎と同じ年月だからである。

- (e) 景山編著『大相撲グラフティ』(p. 29) に明治38年5月版の「大砲万右衛門土俵入之図」が掲載されているが、木村庄三郎は草履を履いている。
 - (f) 『相撲道と吉田司家』(荒木著, p. 201) によると、明治42年10月に行司故実門人を許されている。明治44年5月に「式守伊之助」を襲名しているが、実質的には明治42年10月ごろから「式守伊之助」となっていたかもしれない。というのは、その当時、16代木村庄之助は引退することを公言するほど体調がすぐれなかったし、9代式守伊之助も引退間近だったからである。当時の新聞では、特に16代木村庄之助はいつ辞めてもおかしくないという記事がいくつか掲載されている。
 - (g) 9代式守伊之助は明治43年6月28日に死亡している。そのころ、16代木村庄之助の健康に問題があり、木村庄三郎がその後を襲名することが話し合われていた可能性がある。しかし、結果的に、木村庄之助ではなく、式守伊之助を襲名することになった。
 - (h) 木村姓の行司が立行司「式守伊之助」を襲名したのは、この木村庄三郎が最初である。式守伊之助が「木村庄之助」を襲名したのも、この木村庄三郎である。つまり、現在、木村姓や式守姓に関係なく、式守伊之助や木村庄之助を襲名しているが、それを実際に襲名した最初の行司は木村庄三郎である。
- (2) 18代木村庄之助 (T11.1~T14.5), 緋房 (M34.4~T10.5), 草履 (M44.6)。
- (a) 初代朝之助 (M18.5~T10.5)。
 - (b) 番付では (M44.5) に最上段に昇格。
 - (c) 大正10年1月の日付がある「彩色絵」でも「緋房」である。
 - (d) 大正10年5月場所中に17代木村庄之助が差し違えをし、その責

任を取って辞職した。それに続いて、12代式守伊之助も大正11年11月場所前に引退した。上位二人がいなくなったために、木村朝之助は大正11年1月場所から18代木村庄之助を襲名した。つまり、式守伊之助を経験することなく、いきなり18代木村庄之助を襲名している。

- (e) 紫白を経験することなく、緋房から「総紫」になっている。大正10年5月場所は「緋房」だったので、場所中に「紫白」を授与されていなければ、間違いなく「紫白」を経験していない¹⁷⁾。
 - (f) 大正10年夏場所の7日目、木村朝之助は大失態を犯し、下位の式守与太夫が臨時に「紫白」を許されているくらいだから、状況から判断すれば、場所中「紫白」を授与されていないであろう。取組の進行で大失態を犯したため、役員会で「軍配を取り上げ、顔ぶれ」だけをさせろという声もあったという。しかし、一日だけの謹慎で済み、翌場所には2枚格上げされ、木村庄之助をめめたく襲名している¹⁸⁾。
 - (g) 大正14年6月11日に北海道巡業中に死亡した。
- (3) 19代木村庄之助 (T15.1~S7.5), 緋房 (M38.1~T10.5), 草履 (M45.1)。
- (a) 番付では (T11.1) に伊之助になる。
 - (b) 13代式守伊之助襲名 (T11.1~T14.5), 5代与太夫 (M32.5~T10.5)。
 - (c) 『大正時代の大相撲』(p.332)によると、大正10年5月場所8日目に紫白房を臨時に許可されている¹⁹⁾。17代木村庄之助が指し違えの責任を取って急に辞職し、第3席の朝之助も大失態を犯して謹慎処分を受けたため、横綱を引く行司が少なくなったからである。

- (4) 20代木村庄之助 (S7.10~S15.1), 緋房 (M42.6~T15.1)²⁰⁾, 草履 (T3.1)。
- (a) 15代式守伊之助 (T15.5~S7.5), 3代錦太夫 (M32.1~T11.1), 6代与太夫 (T11.5~T15.1), 松翁 (S11.1)。
- (b) 番付では大正3年5月に最上段に記載。
- (c) 明治38年5月に二段目に記載。
- (d) 大正時代には, 明治時代と同様に, 三役行司でも草履を許されることがあった。緋房で草履を許された行司は, この行司が最後かもしれない。というのは, 昭和2年1月場所以降, 草履を許されたのは紫房の立行司だけになったからである²¹⁾。
- (5) 21代木村庄之助 (S15.5~26.5), 緋房 (T15.1~S12.5), 草履 (S13.1)。
- (a) 3代與之吉 (M33.1~T14.5), 4代勘太夫 (T15.1~S12.5), 11代玉之助 (S13.1~S13.5), 17代式守伊之助 (S14.1~S15.1)。
- (b) 年寄の立田川となった (S26.5)。
- (c) 番付では昭和13年1月に最上段に昇格。
- (d) 木村玉之助は「立行司」なので, 紫白房であったに違いない。大阪相撲と東京相撲が大正14年に合併したとき, 大阪相撲の立行司木村玉之助は「立行司」として処遇されたが, 式守伊之助より下位に位置づけられた。すなわち, 第三席である²²⁾。
- (e) 『ハッケヨイ人生』(p.77)によると。大正15年1月, 緋房になった。昭和13年1月に玉之助になっているので, そのとき「紫白房」になったに違いない。同時に, 草履も許されたのであろう。緋房時代 (T15.1~S12.5) は, おそらく, 草履を履いていないはずだ。行司部屋の「連名帖」も調べてみたが, 少なく

とも昭和5年以降、草履を許可された記録はなかった。その「連名帖」には昭和5年以降の行司歴が記録されている。

- (6) 22代木村庄之助 (S26.9～S34.11), 緋房 (S7.1～S13.5), 草履 (S14.1)。
- (a) 初代容堂 (S11.1～S13.5), 12代玉之助 (S14.1～15.1), 18代式守伊之助 (S15.5～S26.5)。
- (b) 番付では最上段に昇格 (S14.1)。
- (c) 元々は大阪相撲の行司だったが、大正11年ごろ東京相撲に移ってきた。大阪では「紅白」だったが、大正14年春場所、東京相撲でも「紅白」として処遇されている。
- (d) 昭和2年に二段目に昇格。本来なら「緋房」のはずだが、『行司と呼出し』には「緋房」について何も述べていない。大正14年1月の番付では2段目の左端に木村林之助として記載されており、「紅白房」扱いだった。昭和2年1月にも2段目も右端に記載されているが、自伝によると、まだ幕内格扱いである²³⁾。すなわち、「紅白房」である。昭和2年春場所番付の上段2段目には三役格と幕内格が一緒に記載されていることになる。
- (e) 昭和7年春、三役格に昇格した。緋房時代 (S7.1～13.5) は草履を履いていないようだ。というのは、『行司と呼出し』に「三役格は朱色、大関格は紫と白の染め分けの軍配を使用、福草履、帯刀を許される。」(p.66)とあるからである²⁴⁾。昭和14年1月に立行司木村玉之助になっている。そのとき「紫白房」になり、同時に草履も履くことができた。
- (7) 23代木村庄之助 (S35.1～S37.11), 緋房 (S11.5～S26.5), 草履 (S22.5)。

- (a) 2代正直 (T2.1~S34.11), 副立行司 (S26.9~S34.11)。
 - (b) 番付では最上段に昇格 (S26.9)。
 - (c) 行司控室の「連名帖」によると、緋房を許されたのは、昭和11年1月場所後である²⁵⁾。つまり、本場所では昭和11年5月場所からとなるが、地方巡業では昭和11年1月場所後には緋房を使用したに違いない。
 - (d) 緋房を昭和11年1月場所後に許されているので、そのとき三役としての処遇になったに違いない²⁶⁾。
 - (e) 「連名帖」によると、昭和22年6月、19代式守伊之助と同様に、緋房時代に草履を許されている。
 - (f) 昭和26年9月に副立行司になったので、紫白房になった。副立行司の紫白房は紫と白が半々交じったものである。昭和26年5月は「格草履」の三役のままだった。
 - (g) この行司は式守伊之助を襲名することなく、23代木村庄之助を襲名している。昭和35年1月には行司の定年制実施で、上位の先輩行司が5人ほど退職した。
 - (h) 昭和35年1月、行司は65歳定年となり、三役は自動的に緋房に草履となったので、位階と房の色や草履の関係も統一されるようになった。
- (8) 24代木村庄之助 (S38.1~S41.7), 緋房 (S22.6~S34.11), 草履 (S35.1)。
- (a) 伊三郎 (13.1~S23.10), 5代鬼一郎 (S24.1~34.11), 20代式守伊之助 (S35.1~S37.11)。
 - (b) 番付では昭和35年1月、最上段に昇格。
 - (c) 三役時代 (つまり緋房時代) は草履を履いていない。
 - (d) 昭和35年1月に20代式守伊之助を襲名し、昭和38年1月に24代

木村庄之助を襲名した。

- (9) 25代木村庄之助 (S41.9~S47.3), 緋房 (S33.7~37.11), 草履 (S35.1)。
- (a) 玉光 (S12.5, 9代庄九郎 (S35.5~S37.11), 21代式守伊之助 (S38.1~S41.7)。
- (b) 番付では昭和33年7月, 二段目に昇格。
- (c) 昭和35年1月, 三役行司は草履を履けるようになったので, それ以降は草履を履いている。しかし, それ以前は草履を履いていない。
- (d) 番付は昭和47年3月にも記載されているが, 相撲協会と確執があり, 47年1月に辞職している。この確執については本人の心情が月刊誌にも載っているが, 他の文献でもよく言及されている。
- (10) 26代木村庄之助 (S48.1~S51.11), 緋房 (S33.7~S41.7), 草履 (S35.1)。
- (a) 6代勘太夫 (S33.7~4S1.7), 22代式守伊之助 (S41.9~4S7.11)。
- (b) 昭和35年1月までは, 緋房だが草履は履いていない。草履を履けたのは, 昭和35年1月以降である。
- (c) 昭和35年1月以降に三役になった行司は自動的に緋房に草履である。この26代木村庄之助までが, 緋房であっても草履を履けない時期があった最後の三役行司である。
- (d) 昭和35年1月に行司の定年制が実施されたため, そのとき65歳だった三役行司は草履を履けず退職しなければならなかった。これからも分かるように, 昭和35年1月までは三役でも草履も

履けなかった者がいたのである。

6. 式守伊之助

式守伊之助は木村庄之助に昇格した者もいるし、そうでない者もいる。ここでは、昇格しなかった式守伊之助だけが対象となる。緋房時代、草履を履けた者もいるし、そうでない者もいる。それは、もちろん、時代によって大きく異なる。

- (1) 9代式守伊之助 (M31.5~M44.2), 緋房 (M27.5~29.5), 草履 (年月不明)。
 - (a) 4代与太夫 (M27.5~M31.1)。
 - (b) 番付では明治24年5月に最上段に記載。
 - (c) 草履免許の年月を確認できる資料を持ち合わせていないが、おそらく、明治31年5月以前であろう。
 - (d) 明治時代は、普通、緋房時代に草履を許されている。草履を許されても、同時に紫になったわけではない。紫房は草履になってから、後で特別に許されている。というのは、紫は「階級色」ではなく、一種の「名誉色」だからである。
 - (e) 9代式守伊之助は、『都新聞』(M37.5.29)によると、5月場所2日目(5月28日)から紫白房を協会から許されている。

なお、8代式守伊之助 (M17.5~31.1) も明治30年1月、紫房(おそらく紫白房)の免許を受けている。これは『読売新聞』(M30.5.9)で確認できる。この行司は明治30年12月に死亡しているので、明治31年1月場所の番付は死跡となる。

- (2) 11代式守伊之助 (M45.5~T3.1), 緋房 (M34.5~45.1), 草履 (M38.5)。
- (a) 元々は京都行司で、明治19年、東京相撲の行司になる予定で上京したが、すんなり受け入れられず、しばらく、地方巡業で行司を勤めていた。しかし、明治31年に受け入れられ、そのとき、行司名を「木村進」と改名している。
 - (b) 番付の最上段は明治38年5月場所。
 - (c) 『読売』(M34.5.22)によると、明治34.5月に緋房免許。それまでは緋白房。
 - (d) 『萬朝報』(M44.2)によると、明治44年2月に紫白になっている。また、『時事新報』(M44.6.10)によると、明治44年6月に紫白となっている。これは、おそらく、どちらの年月も正しいであろう。前者は仮免許に近いものであり、後者は正式な免許であろう。
 - (e) 番付では明治45年5月に正式に襲名しているので、それまでの紫白は「立行司」としての色である。立行司として処遇されると、「紫白色」を許されるからである。
- (3) 12代式守伊之助 (T4.1~T10.5), 緋房 (M34.5~T2.5), 草履 (M40.1)。
- (a) 改名：小市 (M13.5) → 誠道 (M41.5~T35)。
 - (b) 番付では明治38年5月に最上段に記載。
 - (c) 紫白 (T2.1), 幕内 (M29.5)。
 - (d) 『読売新聞』(M34.5.22)によると、緋房はM34.5である。それ以前は紅白。
 - (e) 『相撲講本』(p.608)の免許状によると、明治29年6月、紅白紐(つまり紅白房)が授与されている。

- (f) 昭和12年12月25日死亡。
 - (g) 『読売新聞』(T2.1.18)によると、紫白は大正2年1月場所8日目より許可されている。しかし、正式な紫白房の免許は大正3年10月である。その免許状の写しは『相撲講本』(p.608)や『相撲今むかし』(和歌森著, p.52)で確認できる。大正2年1月場所8日目に紫白房を許可されていることから、その色は「立行司」としての色であろう²⁷⁾。
 - (h) 『相撲道と吉田司家』(荒木著)によると、「大正3年7月、式守伊之助に団扇紐紫白打交を許す」(p.201)とある²⁸⁾。大正4年1月から式守伊之助になるわけだから、この年月はまったく問題ない。
- (4) 14代式守伊之助 (T15.1), 緋房 (M31.5?~T14.5), 草履 (T2.1)。
- (a) 2代與之吉 (M17.5~31.1), 3代勘太夫 (M31.5~T14.5)。
 - (b) 番付では大正2年5月に最上段に記載。
 - (c) 明治31年5月の緋房は推定。まだ資料で確認していない。
 - (d) 『読売新聞』(T12.1.14)や『角力世界』(第10号, 大正2年2月号, p.8)によると、草履は大正2年1月場所4日目に許されている。
 - (e) 大正14年12月に死亡しているので、大正15年1月場所の番付は死跡。
- (5) 16代式守伊之助 (S7.10~13.5), 緋房 (T10.5~S7.5), 草履 (S7.10)。
- (a) 4代錦太夫, 7代与太夫 (S2.1~7.5), 年寄:立田川。
 - (b) 『読売新聞』(S13.12.21)によると、緋房は大正10年5月となっている。
 - (c) 式守伊之助を襲名すると同時に、草履の許可もあったに違い

ない。「連名帖」では昭和5年以降、草履を許されたという記録はない。

(6) 19代式守伊之助 (S26.9～S34.11), 緋房 (T14.5～S26.1), 草履 (S22.5)。

(a) 2代玉治郎 (T2.5～T14.5), 8代庄三郎 (T15.1～T26.5), 副立行司 (S26.5), 伊之助 (S26.9)²⁹⁾。

(b) 紅白房の免許は大正4年11月に許されている。つまり、正式に幕内格に昇格している。これは自叙伝『軍配六十年』の「伊之助思い出のアルバム」に掲載されている免許で確認できる。後でも触れるが、大正14年春、緋房の三役に昇進している。これは『軍配六十年』(p.28/p.158)でも確認出来る。

しかし、昭和2年、東京相撲と大阪相撲が合併したとき、行司の査定があり、木村庄三郎は幕内格に格下げされている。つまり、紅白に戻っている。文献によって昇格年月が異なるのは、合併相撲の前と後で地位が変わっているためである。この格下げに関しては、『軍配六十年』には述べていない。

(c) 「連名帖」によると、緋房は、木村玉二郎と一緒に、昭和10年5月場所後に許されている³⁰⁾。つまり、本場所では昭和11年1月場所になるが、地方巡業では緋房を用いていたに違いない。昭和10年5月までは、紅白房である。しかし、緋房の年月に関しては、自伝を含め、文献によってさまざまであり、どちらが正しいのかははっきりしない。

(d) 自叙伝『軍配60年』(p.28, p.158), 『近世日本相撲史(3)』(p.19), 『相撲の史跡(1)』(p.28/p.158)では、大正14年5月に三役になっている³¹⁾。しかし、「22代木村庄之助一代記(第9回)」(『大相撲』, 昭和54年)によると、昭和10年5月に三役になっ

ている³²⁾。これは、先に触れたように、合併相撲を境に地位に変更があったためである。ところが、『相撲』（1952年11月号）の「式守伊之助物語—生い立ちから今日まで」（19代式守伊之助著，pp. 41-43）には昭和14年春に緋房になったと述べている。

- (e) 昭和14年春，三役になったとき，草履は履いていない。草履を履いたのは昭和22年6月である。行司部屋の「連名帖」には，昭和26年夏，「格草履」とある。
- (f) 昭和26年5月に副立行司になり，紫白の房を使用している。そして昭和26年9月，立行司の式守伊之助を襲名した。

7. 木村玉之助

元々は大阪相撲の行司だった木村玉之助もここで記載することにする。木村玉之助は元々大阪相撲の立行司で，大正末期に東京相撲と合体したとき，立行司として加えられた。しかし、『力士時代の思い出』（藤島著，p. 87）によると，「準立行司」としての処遇で，房は紫と白が半々の「紫白房」だった³³⁾。昭和26年5月，「副立行司」が新たに設けられたとき，木村玉之助は「副立行司」として位置づけられた。木村庄三郎も副立行司に昇格しているので，二人の副立行司が同時にできたことになる。木村玉之助は，実質的に，ランクを一つ格下げされているが，木村庄三郎はランクを一つ格上げされている。木村庄三郎は紅房から紫白房に変わった。

- (1) 10代木村玉之助（T10.6～S12.5），緋房（大阪相撲），草履（大阪相撲，年月不明）。
 - (a) 大阪の立行司（紫房）だったが，昭和2年，東京相撲と合併したとき，式守伊之助と同様に「紫白房」に格下げされた³⁴⁾。こ

の房の色は、たとえば『大相撲太平記（その22）—昭和動揺期編（Ⅱ）』（大相撲画報，昭和35年6月号，p.41）で確認できる。昭和9年5月以降であれば，式守伊之助と木村玉之助の紫白房は「連名帖」でも確認できる。

- (b) 「連名帖」には，不思議なことに，昭和9年1月まで，木村玉之助と式守伊之助の房の色が記録されていない。その理由は今でも謎である。しかし，木村玉之助と式守伊之助は紫白房だったに違いない。たとえば，昭和7年1月の写真番付の裏面では，木村庄之助は紫房，木村玉之助と式守伊之助は紫白房と明記されている。同じ「紫白色」となっているが，紫と白の割合は違っていた。
 - (c) 木村玉之助は式守伊之助と同じ「立行司」だったが，実際は「準立行司」として処遇されている。それは房の色にも反映している。式守伊之助は紫に白が僅かばかり交じる「紫白房」だが，木村玉之助は紫と白が半々の「紫白房」だった。
 - (d) 緋房免許と草履免許は昭和2年，東京相撲に移る前にすでに授与されているが，大阪相撲の資料を持ち合わせていないので，その年月は確認できない。したがって，緋房免許と草履免許が同時だったのか，別々だったのかを確認できない。大阪相撲も吉田司家から免許を受けているので，おそらく，別々の年月だったに違いない。しかし，それはあくまでも推量にすぎない。
 - (e) この行司の簡単な経歴は，『大相撲人物大事典』（p.706）に記されている。岩井姓と木村姓を名乗っている。
- (2) 13代木村玉之助（S15.5～S34.11），緋房（S10.5～S15.1），草履（S15.5）³⁵⁾。
- (a) 改名：木村光晴→玉光→重政→玉二郎→玉之助。

- (b) 荒木著『相撲道と吉田司家』(p. 203)によると、紫白房と草履の免許が出たのは昭和16年5月である³⁶⁾。しかし、番付では昭和15年5月に玉之助(立行司)として記載されている。実際には、番付どおりに昭和15年5月に紫白房と草履の許可が出ているはずだ。
- (c) 昭和26年5月、副立行司に「格下げ」されたが、房の色は「紫白」のままだった。副立行司になっても、木村玉之助は房の色を変える必要はない。というのは、「準立行司」は元々紫色と白色が半々の「紫白房」だったからである。
- (d) 緋房時代(S10.5~S15.1)に草履免許が授与されたかもしれないが、行司部屋の「連名帖」にはその記録がない。準立行司になった昭和15年5月には確実に草履が履けるようになった。
- (e) 昭和34年11月まで副立行司だった。昭和34年の写真では、副立行司(木村玉之助と木村正直)は草履を履いている。

昭和35年1月から、三役行司は自動的に緋房に草履となったので、当時、緋房だった三役行司は草履を履けるようになった。草履はもちろん、足袋の上に履く。『大相撲画報』(昭和32年11月)の「勝負をさばく人たち行司一覧」に6人の緋房行司の写真があるが³⁷⁾、一人も草履を履いていない。足袋だけである。この中には、昭和35年1月の定年制実施で草履を履かずに辞めた者もいる³⁸⁾。

8. その他の行司

木村庄之助、式守伊之助、木村玉之助を襲名しなかった行司の中でも緋房だった者は数多い。その中で草履を履けた者もいるし、そうでない者もいる。参考までに昭和以降の行司を何人か示す。

- (1) 木村清之助，緋房 (S2.1～S17.5)，東京相撲では草履を履いていないはず。
- (a) 「大相撲太平記 (その22) —昭和動揺期編 (Ⅱ)」(『大相撲画報』, 昭和35年6月号, p.41) によると, 木村清之助は大阪立行司 (紫白房) だったが, 昭和2年, 東京相撲と合体したとき, 緋房に格下げされている³⁹⁾。
- (b) 昭和2年, 大阪立行司の木村玉之助は「紫白房」になっている。木村清之助は大正時代, 東京相撲に移るときは, 玉之助の次席だった。「緋房」に格下げされたが, 草履の資格があったかどうかは分からない。少なくとも草履を剥奪されたという資料は見たことがない。大阪相撲では紫白房から分かるように, 草履を履いていた。『東京日日新聞』(S2.2.15) に次のような記述がある。

「大阪と合併して行司の頭数がふえ, 改革された結果, 足袋格で納まっていたのが, それぞれはだしとなって冷草履となる。」

これから判断すると, 履いていた草履が履けなくなった行司が出ている。清之助もその一人かもしれない⁴⁰⁾。『野球界』の『夏場所相撲号』(昭和2年5月号)の「相撲界秘記」(pp.122-124)にも木村清之助が緋房になったことを述べているが, 草履に関しては何も述べていない。清之助は本場所横綱土俵入りを引いていないし, 昭和3年以降, 次第に後輩行司に追い抜かれているので, 草履も剥奪されていたと判断してよい⁴¹⁾。

- (c) 昭和2年の番付では, 二段目の中央に載っている。大正期であれば, この位置では草履を履いた三役行司もいたが, 昭和2年以降は番付最上段だけが草履を許されていたようだ⁴²⁾。草履を

履けた者は、木村庄之助、式守伊之助、それに木村玉之助の3名である。20代木村庄之助は三役の頃、大正3年1月に草履を許されているが、21代木村庄之助が草履を許されたのは昭和13年5月、木村玉之助になったときである。昭和13年1月まで木村玉之助は（それまでは式守勘太夫）は、木村清之助と同様に、二段目中央に記載されていたが、足袋だけであり、草履を履いていなかったことになる。もし木村清之助が緋房で草履を許されていたならば、大阪相撲で「紫白」だったことを考慮し、例外的な処遇ということになる。

- (d) 木村清之助は行司としての年月を重ねるにつれて下位の行司に追い越されている。三役の下位まで格下げになれば、足袋だけが普通である。しかし、草履を履いていたが、それを剥奪されたという文献を見たことがない。元々草履を履いていなかったもので、それを記していないはずだ。
 - (e) 『大相撲』（昭和54年9月号）によると、三役になる機会はあったが、高齢を理由に辞退している。退職するまで、「緋房三段目」だったという表現がある⁴³⁾。これは「緋房二段目」の間違いかもしれない。
 - (f) 昭和17年12月に死亡。
- (2) 8代与太夫 (S11.5～S34.11)、緋房 (S14.1～S34.11)、草履は履いていない。
- (a) 改名：式守要人→与太夫。定年 (S34.11)。
 - (b) 番付では昭和14年1月、二段目に記載。
 - (c) 「連名帖」によると、昭和14年1月に緋房を許されている。
 - (d) 昭和34年以前、緋房だったとき、草履は履いていない。

- (3) 13代庄太郎 (S22.6~S34.11), 緋房 (S15.5~S34.11), 草履は履いていない。
- (a) 初代善之輔 (S8.5~S21.11)。定年 (S34.11)。
 - (b) 番付では昭和15年5月, 二段目に記載。
 - (c) 緋房は昭和16年1月の説もある。
 - (d) 昭和34年以前, 緋房だったとき, 草履は履いていない。
- (4) 初代木村今朝三, 緋房 (S17.1~S33.1), 草履は履いていない。
- (a) 年寄: 錦島 (S33.1)。定年 (S43.1)。
 - (b) 番付では昭和17年1月, は二段目に記載。
 - (c) 三役時代に行司を辞職し, 年寄錦島になる。その辞職は昭和35年以前なので, 三役時代, 草履を履いていない。
- (5) 5代勘太夫 (S13.1~S33.5), 緋房 (S31.5~S33.5), 草履は履いていない。
- (a) 年寄: 鏡山 (S33.5)。
 - (b) 昭和33年5月に年寄になっているので, 緋房時代, 草履は履いていない。
- (6) 3代木村宗四郎 (S24.5~S34.1), 緋房 (S31.5~S34.1), 草履は履いていない。
- (a) 改名: 善太郎。廃業 (S34.1)。
 - (b) 昭和34年1月廃業している所以, 緋房時代, 草履を履いていない。
- (7) 9代与太夫 (S36.7~S36.9), 緋房 (S31.5~S36.9), 草履 (S35.1)。
- (a) 7代錦太夫 (S23.5~S36.5), 廃業 (S36.9)。

(b) 昭和35年1月から廃業するまでは、草履を履いている。

三役だけで行司人生を終えた行司はこの他にもたくさんいるので、それぞれの行司が草履をいつ履けるようになったかを調べるとなると、大変な労力が必要である。僅かな数の行司を調べただけでも分かるように、緋房免許の年月と草履免許の年月はやはり異なっている。

9. おわりに

本稿では、緋房免許を授与された行司は同時に、草履を履けるのではないことを指摘した。それを証明するために、明治末期から昭和35年1月までの立行司について、その免許年月を詳しく調べた。「緋房は三役行司で、草履を履ける」という記述が多くの文献で見られるが、これは条件つきで解釈する必要がある。すなわち、緋房免許を授与された行司が草履免許を授与されることもあるという条件である。緋房免許と草履免許は別物だからである。

なぜ私がこの単純な事実を調べる気になったかを簡単に記しておきたい。多くの文献で、「緋房は三役行司で、草履を履ける」という主旨の記述があり、それが誤解を招きそうだからである。これは、事実と反するものである。しかし、どの程度事実と反するか、最初はわからなかった。調べていくうちに、実は、ほとんどの行司が別々の年月に免許を授与されていることが分かった。緋房の免許と草履の免許の年月をまとめてみるのも意義があると思い、できるだけ多くの緋房行司の記録を調べることにした。

記録を調べると言っても、そう簡単ではない。草履を履くことは行司の名誉であるはずなのに、行司はそれをあまり口外しないらしく、記録があまりない⁴⁰⁾。記録を調べる文献としては、書籍よりも新聞が多かった。免許の年月は1, 2行で簡単に紹介されており、貴重な情報となった。過去

の出来事なので、記録の情報源は正確に記録するように努めた。

もちろん、記述してある年月は正確でない可能性もある。ときどき、同じ行司の免許年月が文献によって異なっていることがあった。そのような場合でも、情報はできるだけ忠実に伝えるように努めたが、どれが正しい年月を決める場合、他の文献で確認したり、行司の背景を考えたりして適切と思われるものを採用してある。

緋房で行司人生を終えた場合、その行司歴を記した文献がきわめて少ないことから、特に明治期から大正期には免許の年月を確認できないことがある。緋房や草履を使用していたことは分かるが、その年月を確認できないのである。ときには、緋房免許は授与されているが、草履免許が授与されたという記録がないこともある。緋房免許と草履免許の年月が両方とも確認できない場合さえある。このように、免許の年月は簡単ではなく、今後も注意して調べる必要がある。いずれ、免許年月の確認はできるかもしれないが、大体予測できることが一つある。それは、緋房免許と草履免許の年月はやはり違っているはずだということである。

注

- 1) 特に昭和20年から35年頃までの三役行司については29代木村庄之助にご教示をいただいた。また、昭和5年以降の三役行司については、両国国技館の行司部屋で門外不出の「連名帖」を見せていただいた。ここに改めて、お世話になった方々に感謝の意を表したい。
- 2) 昭和35年1月から三役行司はすべて、草履を履けるようになった。それが現在も続いている。昭和35年1月、副立行司が廃止され、立行司が2名だけになった。この2名だけでは、立行司に事故があった場合、横綱土俵入で支障が起きるので、三役行司に草履を許すことになった。横綱土俵入を引く行司は草履を履いていることが慣習だからである。
- 3) 昭和25年以前は、たとえば、昭和14年の規定にあるように、行司の階級は力士の階級と対応させた表現になっている。
- 4) 「立行司」という名称は、たとえば『読売新聞』(M28.6.13)にも見られるが、「三役行司」という名称は明治30年代に入ってから使われ出したようだ。というの

- は、明治20年代は、多くの場合、「緋房は三役力士に相当する」というような表現になっている。「三役行司」がいつ頃使われ出したかは、興味のあるところだが、今後の課題として残しておきたい。
- 5) 何を基準にして草履免許を授与したかは、今のところ、はっきりしたことはわからない。これについては本稿では何も触れていない。草履免許がいつ授与されたかという事実だけを調べることにした。
 - 6) たとえば、明治22年と明治29年の「東京大角力協会申合規約」や明治41年の「大角力組合新規約」などでは、行司の階級と房の色は規定されていない。したがって、明治42年5月に行司装束の改正に当たっても、相撲規定ではそれを反映していない。おそらく「内規」として運用していたに違いない。実際、明治42年以前の行司階級と房の色の関係を規定した相撲協会の文書は見ることがない。
 - 7) 副立行司は、実際は、昭和26年5月に置かれているので、その当時、以前の規定が一部改正されていることになる。この副立行司は昭和35年1月の規定改正で廃止された。昭和26年には、木村玉之助と木村正直が副立行司になった。本稿では全体として公刊された規約を参考にしたので、部分的な改正年月と一致しないこともある。なお、昭和35年1月には、大阪相撲の立行司木村玉之助の名跡も廃止されている。
 - 8) この副立行司を新たに導入するにはそうするための背景があるが、これについては本稿では触れない。一言だけ述べるとすれば、大阪相撲の流れを組む立行司の処遇と大きな関係があるらしい。
 - 9) 紫と白が半々の房は「準立行司」だった木村玉之助の「紫白房」と同じである。木村玉之助の「紫白房」は式守伊之助の「紫白房」は紫と白の割合が違っていた。これについては、たとえば『力士時代の思い出』(p.87)で確認できる。
 - 10) この第20条は付属規定の審判規則の「行司」の項にある。
 - 11) 本稿では行司の着用具のうち、草履だけを取り上げるが、短刀と印籠については、機会があれば、別の稿で取り上げたい。困みに、明治9年には行司の短刀が禁止されている。木刀の使用を申請したが、それも却下されている。これに関しては、風見著『相撲、国技となる』(p.12)にも言及されている。しかし、木刀を明治10年代後半には使用しているので、ある時点でその許可がおりていたかもしれない。それがいつなのか、まだ文献で確認していない。
 - 12) 「三役行司が緋房で、草履を履ける」と書いてある文献はその主なものを本稿の末尾に資料として示してある。草履を履けるのは横綱土俵入を引く資格でもあるので、これはかなり重要である。三役行司はすべて土俵入を引けるわけではない。
 - 13) 三役行司全員が基本的に草履を許されなくなった年月がいつなのかは、今のところ、まだはっきりしていない。文献でその年月を調べてみたが、見つけられな

かった。しかし、ここでは、東京相撲と大阪相撲が合併した昭和2年を暫定的な年月としておく。その根拠は少なくとも二つある。一つには、木村玉之助を含めて、立行司が3名になっている。もう一つは、大阪相撲の立行司木村清之助（紫白房）が「副立行司」から緋房（つまり三役）に格下げされ、また、東京相撲の三役行司が幕内行司に格下げされたが、これらの行司は草履を履いていないはずである。木村清之助の場合、緋房への格下げと同時に草履も剥奪されたのかどうかは必ずしもはっきりしないが、他の三役行司と同じ処遇を受けたに違いない。

- 14) 三役が長いから、草履が許可されたと述べているが、これがすべての三役行司に当てはまる条件なのかどうかはわからない。どの程度長ければよいのか基準が明確でない。おそらく、先輩行司の人数や年齢などを総合的に判断して、免許は授与したに違いない。
- 15) 8代式守与太夫と13代木村庄太郎は二人とも22代木村庄之助と同僚だったので、ここに述べてあることが間違いだとは考えにくい。履かしてやりたかったが履けずに終わったという気持ちから、そのような表現になったと解釈しているが、真実はどうだったのだろうか。もし草履を履いていたなら、昭和22年6月以前である。昭和2年1月から昭和22年6月まで三役の中に草履を履ける行司を許すのが慣例であったなら、二人が草履を履いていてもおかしくない。しかし、そのような慣例は定着していなかったはずだ。
- 16) 明治30年代より以前の緋房免許と草履免許については、拙稿「行司と草履」の中で扱っているので、ここでは触れない。
- 17) 池田雅雄氏も『相撲』（1970年9月号）の「相撲ゲバゲバ騒動記（1）一行司の失態で二時間半の大物言い」（pp.164-165）で、この18代木村庄之助（三役名木村朝之助）は1月場所「三役行司」だったと書いている。「紫白」でも三役行司の可能性はあるが、「二階級特進」して18代木村庄之助を襲名したとも述べているので、やはり「緋房」として判断しているに違いない。
- 18) 現在、「顔ぶれ」は原則として木村庄之助と式守伊之助が交互に行なうが、二人に事故があった場合、三役が代行することになっている。木村朝之助の例でも分かるように、大正時代でも三役で草履を履けた行司は横綱土俵入ができたが、「顔ぶれ」もできたのである。29代木村庄之助によると、彼も三役行司の頃、顔ぶれを行なったそうである。
- 19) 式守与太夫は木村朝之助より一枚格下だったが、場所中臨時に「紫白」を許されている。式守与太夫は緋房で草履を履いていたので、横綱土俵入や横綱の取組を裁くのに支障はなかったはずだが、なぜわざわざ「紫白」を臨時に許さねばならなかったのか、まだ分からない。
- 20) 緋房授与の年月は自伝『国技勸進相撲』に基づく。

- 21) 昭和2年春場所には大阪行司の木村清之助も緋房になっているが、草履を許されていないはずだ。しかし、清之助の草履に関しては、残念ながら、まだ資料で確認できていない。
- 22) 木村玉之助は第3席だが「副立行司」で草履を履くため、横綱を引くことができた。そのため、昭和2年以降、三役行司に草履を許すのが厳しくなっている。制度上、禁止するということにはなっていないが、大正時代までのように、簡単に許さなくなっている。
- 23) 昭和2年の春場所、幕内格だったことは「22代庄之助一代記(第10回)」(『大相撲』、昭和54年5月号)でも確認できる。昭和2年春場所まで、一度も三役格として処遇されなかったはずだが、それが正しいかどうかは、まだ確認できていない。というのは、木村林之助より一枚格下の木村庄三郎は三役格として処遇されていたのに、木村林之助が「幕内格」だというのは妙だからである。木村庄三郎は大正14年春場所、緋房の三役格に昇進している。大阪相撲と東京相撲の合併の際、位階の変動があったので、当時の位階はもっと吟味する必要がある。
- 24) 三役格に昇進したとき、緋房とともに草履を自動的に許さなくなったのは、少なくとも昭和2年春場所まで遡るかもしれない。というのは、昭和2年春場所で三役格行司になった清之助と与太夫は三役格時代ずっと草履を許されていないからである。
- 25) 『大相撲』(昭和38年1月号)の「土俵一途の55年—23代木村庄之助」(p.47)では、昭和13年、4歳のときに三役格になったと述べている。昭和11年と13年のうち、どちらが正しか、はっきりしない。草履を履いた理由についても、「(三役格になって：NH)、だいぶ長くなったので、やめたヒゲの伊之助(当時庄三郎)といっしょに、ぞうりぐらいははかしてやれといわれて、それで格ぞうりというのが初めてできたわけでした。」(p.47)と述べている。
- 26) 昭和17年、三役の頃、地方巡業で横綱照国の土俵入を引く許可を文書で受けている。その文書は相撲博物館に所蔵されている。地方巡業では、横綱がいるが立行司がない場合、三役行司が特別の許可を受けて横塚土俵入を引くことがあった。このような例はたくさんある。
- 27) 11代式守伊之助は大正3年1月まで番付に乗っている。12代式守伊之助が大正2年1月に紫白房が許可されているので、11代式守伊之助は次の場所で辞めることになっていたかもしれない。つまり、次の伊之助がすでに内定していたことになる。もしそうでなければ、「立行司」としての房色だった可能性であろう。その辺の事情はまだ確認できていない。
- 28) 11代式守伊之助(前名進)は大正3年3月に死亡し、12代式守伊之助は大正4年に式守伊之助として番付に掲載されているので、この「式守伊之助」は11代

式守伊之助に違いない。

- 29) 21代木村庄之助が夏場所後に引退し、18代式守伊之助が22代木村庄之助を襲名した。副立行司だった木村庄三郎が空席になった式守伊之助を襲名している。
- 30) 番付では昭和8年夏場所に2段目に記載されている。つまり、三役格である。昭和7年春には春秋園事件があったので、その影響で行司の階級にも変動があったかもしれない。というのは、16代式守伊之助本人が昭和8年については何も言わず、緋房になったのは昭和14年だと述べているからである。幕内格のまま、二段目に記載された可能性もある。本人の言っていることが正しければ、番付二段目の記載はどのように解釈すればよいだろうか。この食い違いが何を意味するか、今のところ、分からない。
- 31) これは合併以前の地位に基づいている。『相撲』（1952年11月号、p.43）には大正2年春に格足袋（十両格）、昭和4年夏に本足袋（幕内格）、昭和14年春に緋房（三役格）となっている。昭和2年1月に行司の審査があり、三役だったが幕内に格下げされている。
- 32) 『相撲』（昭和13年1月号）の口絵に木村庄三郎らしい行司が取組を裁いているが、足袋しか履いていない。まだ草履を許されていない。すなわち、三役になったとしても、草履を必ずしも履いていないことを示す証拠である。
- 33) 「紫白房」に二種類あったことは文献でときどき記述されているが、これは、実際には、必ずしも厳密に守られていなかったかもしれない。紫と白の混ざり具合については取り決めがあっても、それを作成するのは委託業者だからである。業者は大体の目安で色は混ぜ合わせている可能性もある。要は、紫糸と白糸の混ざり具合について一定の決まりがあったということである。もしかすると、混ぜ合わせ方にも決まりがあったかもしれない。現在の「紫白房」は、白糸は二箇所にもとめて配置してある。紫糸の中にバラバラに混ぜ合わせてあるのではない。
- 34) 木村玉之助は昭和2年から「紫白房」だったらしい。つまり、大阪相撲では紫房だったが、昭和2年以降、ある時期に「紫白房」に変更になったのではなく、合併した時点ですでに格下げが決まっていたようだ。というのは、番付でも式守伊之助（紫白房）の次席に記載されているので、それより上位の「紫房」を使用することはないからである。
- 35) 「連名帖」によると、この13代木村玉之助は「16代」と記載されている。29代木村庄之助によると、本人も「16代目」と語っていたようだ。しかし、本稿では、行司の代々は『大相撲人物大事典』に従っているので、「13代」として扱うことにする。
- 36) なぜ紫白房の免許が1年遅れて出ているのかは分からない。
- 37) 三役格木村宗四郎は病気休養中で、写真は掲載されていない。当時は、現在と

- 違って、三役格が7人もいる。全員が素足である。副立行司木村玉之助と木村正直、立行司木村庄之助と式守伊之助は、もちろん、草履を履いている。
- 38) 昭和30年2月号『野球少年』の付録『大相撲力士写真大名鑑』の裏表紙に「行司の階級」として各階級の行司姿を示し、三役格に「緋(赤)ぶさ、木刀、足袋、草履が許されています」という短い説明がしてある。これは多くの文献で見られる表現だが、昭和30年当時、三役格行司には草履を履ける者とそうでない者がいた。この資料をここに取り上げたのは、昭和30年ごろでさえ、三役格はあいまいに理解されていたことを示したかったからである。
- 39) 大阪の紫白房は吉田司家から許可されたものだが、立行司であるにもかかわらず、格下げされている。この格下げは吉田司家も認めている。木村庄之助は三役筆頭として処遇されている。このことは、たとえば、『大相撲画報』(昭和35年6月号, 朝日新聞社, p.41)や『大正時代の相撲』(鳴戸著, p.463)などでも述べてある。
- 40) 東京相撲の大正15年5月の番付によると、木村鶴之助、木村林之助、木村庄三郎、木村誠道は二段目に記載されている。そのうち、木村鶴之助は昭和2年1月の東西合併前に行司を廃業した。当時、三役行司のうちどの行司が草履を許されていたかはまだ確認していない。もし幕内格に格下げされ三役行司がすべて草履を刺奪されたならば、大阪から移籍した木村清之助も当然同じ処遇を受けているはずだ。木村清之助の草履について言及している資料を見ていないので、これは他の三役行司の処遇から判断したものである。因みに、「22代庄之助…代記(第10回)」(『大相撲』, 昭和54年5月号)によると、昭和2年春場所の三役行司は木村清之助と式守与太夫(錦太夫改め)の二人だけである。
- 41) 後輩行司に追い抜かれても草履を履くことは可能だが、草履のまま追い抜かれることはないはずだ。27代木村庄之助に電話し(2007年2月7日)、木村清之助の草履について記憶がないかどうか確認したが、残念ながら記憶がないということだった。
- 42) 番付最上段の立行司と草履が一致するようになったのは、昭和2年以降だと考えてよい。二段目の緋房行司は足袋だけである。しかし、昭和22年には三役でも木村庄三郎と木村正直に草履が許されている。したがって、昭和2年以降でも、常に番付最上段の立行司だけが草履を許されていたわけではない。
- 43) この「緋房三段目」と言う表現は昭和17年(1942)12月3日夕刊の『読売新聞』にもある。「連名帖」によると緋房の三役だったので、「緋房二段目」が正しい表現のように思われる。緋房は立行司の次に掲載されるので、二段目である。なぜ「緋房三段目」という表現が使われているかはわからない。
- 44) 行司の書いた自叙伝でさえ、緋房使用については必ず触れているのに、草履に

ついでには触れていないのが普通である。草履が履けることは行司にとってそれほど嬉しいことでもなかったようだ。草履免許を調べているうちに、そのような考えになってきた。

- 45) この『国技勸進相撲』(昭和17年)では、草履は大関格(つまり紫白)以上が履けると書いてあるが、20代木村庄之助は『野球界』(昭和10年, p.79)で緋房も草履が履けると述べている。ここでは、緋房の扱い方が違っているが、20代木村庄之助本人が『野球界』で述べていることを採用する。『国技勸進相撲』は死後にまとめられたものである。
- 46) 昭和22年に三役の中で特例として木村庄三郎と木村正直に草履が許されているが、他の三役行司には許されていない。昭和26年6月から35年1月までは副立行司と立行司が草履を履き、三役行司は履けなかった。昭和35年1月に副立行司が廃止され、それ以降、三役行司はすべて草履が履けるようになった。

参考文献

ここで記載した文献以外にも、明治期の新聞や相撲関係の雑誌『野球界』、『相撲と野球』、『相撲』、『大相撲』等を参考にした。年号は奥付を記してある。

綾川五郎次(編著), 大正3年, 『一味清風』, 学生相撲道場設立事務所。

荒木精之, 昭和34年, 『相撲道と吉田司家』, 相撲司会。

伊藤忍々洞, 昭和14, 『相撲展望』, 雄生園。

上田元胤(編), 昭和7年, 『相撲早わかり』, 国技書院。

大ノ里萬助, 昭和5年(1930), 『相撲の話』, 誠文堂。

岡敬孝(編), 明治18年, 『古今相撲大要』, 報行社。

景山忠弘(編著), 1994, 『大相撲グラフィティ』, カタログハウス。

風見明, 2002, 『相撲, 国技となる』, 大修館書店。

加藤進, 昭和17年, 『相撲』, 愛国新聞出版部。

金指基, 2002, 『相撲大事典』, 現代書館。

上子介編(上子延貴著), 明治32年, 『相撲新書』, 博文館。

木村庄之助(20代)著, 昭和17年, 『国技勸進相撲』, 言霊書房。

小泉葵南, 大正6年, 『お相撲さん物語』, 泰山堂。

小泉葵南, 昭和10年, 『昭和相撲便覧』, 野崎書房。

酒井忠正, 昭和31年/39年, 『日本相撲史(上・中)』, ベースボール・マガジン社。

塩入太輔(編), 明治19年, 『相撲秘鑑』, 秀英舎。

式守伊之助(19代, 高橋金太郎), 『軍配六十年』, 高橋金太郎。

清水花太郎(編), 明治42年, 『相撲』, 秀英舎。

『相撲事典』(『相撲』増刊), 昭和28年4月, ベースボール・マガジン社。

- 『相撲大観』（『相撲』増刊），昭和30年7月，ベースボール・マガジン社。
- 『相撲』編集部，2001，『大相撲人物大事典』，ベースボール・マガジン社。
- 大日本相撲協会編，昭和14年4月，『国技相撲』，大日本相撲協会。
- 寺尾政喜（編集発行人），昭和14年6月，『角界時報』，角界時報発行所。
- 日本相撲協会博物館運営委員会（監），昭和50年～昭和56年，『近世日本相撲史』（第1巻～第5巻），ベースボール・マガジン社。
- 根岸静次郎（編集発行人），明治44年，『相撲』。
- 根間弘海，1998，『ここまで知って大相撲通』，グラフ社。
- 根間弘海，2005，「軍配房の色」『専修経営学論集』第81号，pp.149-179。
- 根間弘海，2006，『大相撲と歩んだ行司人生51年』（33代木村庄之助と共著），英宝社。
- 根間弘海，2006，「譲り団扇」『専修大学人文科学研究月報』第223号，pp.39-65。
- 根間弘海，2006，「土俵の揚巻」『専修経営学論集』第83号，pp.245-276。
- 根間弘海，2007，「行司と草履」『専修経営学論集』第84号，pp.185-218。
- 根間弘海，2007，「幕下格以下行司の階級色」『専修経営学部論集』第84号，pp.219-240。
- 根間弘海，2007，「謎の絵は南部相撲ではない」『専修人文論集』第80号，pp.1-30。
- 根間弘海，2007，「立行司の階級色」，『専修人文論集』第81号，pp.83-114。
- 半溪散史，明治27年，『相撲宝鑑』，井口松之助（発行者）。
- 彦山光三，昭和13年，『土俵場規範』，生活社。
- 彦山光三，昭和15年，『相撲道綜鑑』，日本図書センター。
- 彦山光三，昭和16年，『相撲美開眼』，六興商会出版部。
- 藤島秀光，昭和16年，『力士時代の思い出』，国民体力協会。
- 舟橋聖一，昭和18年，『相撲記』，創元社。
- 古河三樹，昭和43年，『江戸時代大相撲』，雄山閣。
- 山田伊之助（編），明治34年，『相撲大全』，服部書店。
- 吉田追風，昭和42年，『ちから草』，吉田司家。
- 三木愛花，明治34年，『相撲史伝』，曙光社。
- 三木貞一（愛花）・山田伊之助（春塘），明治35年，『相撲大観』，博文館。

資料

緋房行司が草履を履けるとする文献にどのようなものがあるか，参考までに，その主なものを示しておく。

- (1) 明治34年，『相撲大全』（山田・伊之助（編），p.35）。
- (2) 明治42年，『相撲』（清水（編），p.8）。
- (3) 明治44年6月10日，『時事新報』。

- (4) 大正3年、『一味清風』(綾川著, p.215).
- (5) 大正7年、『お相撲さん物語』(小泉著, p.227).
- (6) 昭和5年、『相撲の話』(大ノ里著, p.55).
- (7) 昭和7年、『相撲早わかり』(上田(編), p.40).
- (8) 昭和10年、『昭和相撲便覧』(小泉著, p.40).
- (9) 昭和10年5月,「行司生活51年」『野球界』(p.79).
- (10) 昭和11年5月,「相撲通になるには」『野球界』(p.115).
- (11) 昭和12年5月,『野球界』(p.172)／『野球界相撲附録集』(昭和13年から昭和14年)。この附録集は『野球界』の別冊『付録』を一冊にまとめたものである。
- (12) 昭和14年,『相撲展望』(伊藤著, p.64).
- (13) 昭和14年4月,『国技相撲』(大日本相撲協会編, p.40).
- (14) 昭和15年,『相撲道綜鑑』(彦山著, pp.504-5).
- (15) 昭和16年5月,『野球界』(p.35).
- (16) 昭和16年12月,『野球界』(p.95).
- (17) 昭和17年,『相撲』(加藤著, p.173).
- (18) 昭和17年,『国技勸進相撲』(木村庄之助(20代)著, pp.74-5)⁴⁵⁾.
- (19) 昭和18年,『相撲記』(舟橋著, p.65).
- (20) 昭和18年12月,「行司の階級」『相撲と野球』(p.40).
- (21) 昭和28年4月,「行司の格式・五つの階級」『相撲事典』(pp.148-9).
- (22) 昭和29年4月,『相撲』(p.28)／昭和29年10月(p.37).
- (23) 昭和30年5月17日,『朝日新聞』の囲み記事⁴⁶⁾.
- (24) 昭和30年7月,『相撲大観』(p.89).
- (25) 昭和43年,『江戸時代大相撲』(pp.296-7).

この他にも類似の表現をしている文献は数多い。ほとんどすべての文献で「緋房は三役行司で、草履を履ける」と記述されているので、これは事実を正しく反映したものだと思いがちである。しかし、これは事実を正しく反映していない。緋房は三役行司だが、すべてが草履を履けたわけではない。少なくとも昭和35年1月までは、草履を履ける三役行司とそうでない三役行司がいた。